解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年八月六日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、平成二十八年三月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月三十日

東京都練馬区練馬一丁目二番五号光運ビル四階

医療法人社団伸心会

清算人　岩城　五月

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年九月二十六日開催の臨時社員総会決議により、平成二十八年二月二十六日東京都知事の認可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月三十日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二七番七号日本ブランズウイックビル二階

医療法人社団慈高会

清算人　大高　道夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年六月十二日開催の責任役員会の決議及び平成二十八年二月二十四日三重県知事の認証により同日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月三十日

三重県津市久居寺町一一九九番地

宗教法人青陽寺

清算人　中山　義彦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年三月八日三重県知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月三十日

三重県尾鷲市朝日町一四番四八号

医療法人十起会

清算人　内山　祝子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年二月三日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月三十日

広島県呉市吉浦東本町一丁目三番一二号

医療法人中﨑医院

清算人　中﨑　哲郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年十二月一日解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月三十日

北九州市八幡西区本城東四丁目九番八号

医療法人岡内科クリニック

清算人　岡　その子

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年一月二十二日福岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月三十日

福岡県宗像市くりえいと二丁目三番一号

宗像市くりえいと北土地区画整理組合

代表清算人　日南　利幸

第六期決算公告

平成二十七年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　　単位・千円

資産の部	
流動資産	八八、一八六
固定資産	三、一一六
合計	九一、三〇二
負債及び純資産の部	
流動負債	二五、八四二
（うち賞与引当金）	（二、一三〇）
株主資本	六五、四五九
資本金	三〇、〇〇〇
利益剰余金	三五、四五九
利益準備金	七、五〇〇
その他利益剰余金	二七、九五九
（うち当期純利益）	（一二、〇三九）
合計	九一、三〇二

平成二十八年三月三十日

東京都港区六本木四丁目二番三五号

株式会社イグナイト

代表取締役　笠松　良彦

第七十九期決算公告

平成二十七年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　　単位・千円

資産の部	
流動資産	三一、一四一、九二七
固定資産	六、五二三、〇三六
有形固定資産	四、八四六、三八二
無形固定資産	二二、二四九
投資その他の資産	一、六五四、四〇四
合計	三七、六六四、九六四
負債及び純資産の部	
流動負債	一八、〇四二、九八六
固定負債	一、九五六、二二四
株主資本	一七、六六五、七五三
資本金	三〇一、〇〇〇
資本剰余金	二二八
資本準備金	二二八
利益剰余金	一七、三六四、五二四
利益準備金	七六、〇〇〇
その他利益剰余金	一七、二八八、五二四
（うち当期純利益）	（九〇二、八二七）
合計	三七、六六四、九六四

平成二十八年三月三十日

大阪市中央区南船場一丁目一三番一〇号

井澤金属株式会社

配当公告

岡山県倉敷市玉島七三四番地

破産者　株式会社麻原産業商会

右の者に対する岡山地方裁判所倉敷支部平成二十七年（フ）第三十四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金七八六、三七五、一〇九円

一、配当することのできる金額

金九三、七一九、〇二八円

平成二十八年三月三十日

岡山市北区蕃山町三番七号両備蕃山町ビル八階　破産管財人　弁護士　財津　唯行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区南一六条西一一丁目一二三四番地、最後の住所札幌市中央区南二八条西九丁目四番一七号

被相続人　亡　星野ゆかり

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十日

札幌市中央区大通西一一丁目四番地　登記センタービル四階　ちくま法律事務所

相続財産管理人　弁護士　竹間　朗子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区南九条西一五丁目一番、最後の住所札幌市中央区南九条西一五丁目一番三〇号　一〇六号

被相続人　亡　挽地　幹夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十日

札幌市中央区大通西一一丁目四番地　登記センタービル四階　ちくま法律事務所

相続財産管理人　弁護士　竹間　朗子

第１期決算公告

平成28年3月30日

北海道北見市中央三輪８丁目２番地10号

株式会社ＭＩＤ北海道

代表取締役　相川　政二

貸借対照表の要旨

（平成27年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	213,777
	固定資産	25,172
	資産合計	**238,950**
負債及び純資産の部	流動負債	258,612
	固定負債	0
	株主資本	△19,662
	資本金	30,000
	利益剰余金	△49,662
	その他利益剰余金	△49,662
	負債・純資産合計	**238,950**

（注）当期純損失　49,662千円